第2章 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果

近年、高い関心を集めているといえる「発達障害」について、全国（震災を考慮し岩手県、宮城県、福島県を除く。）の公立の小中学校各600校において、通常の学級に在籍する知的障害はないものの発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査が行われ、平成24年12月、文部科学省において公表された。

結果の概要は、次のとおり。

なお、調査結果の全体は、文部科学省ホームページの特別支援教育サイトの中で公表されている。

アドレス：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1328729. htm

1．調査の方法

（1）実施主体

文部科学省が協力者会議を設け実施方法等について検討し、実施。

（2）調査期間

平成24年２月から３月にかけて実施。

（3）調査対象

全国（岩手、宮城、福島の３県を除く。）の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とする。

（4）標本児童生徒数

53, 882人（小学校：35, 892人、中学校：17, 990人）

2．質問項目

（1）児童生徒の困難の状況

① 学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」）

② 行動面（「不注意」「多動性－衝動性」）

③ 行動面（「対人関係やこだわり等」）

（2）児童生徒の受けている支援の状況

上記協力者会議の議論を踏まえ作成。

3．留意事項

・本調査における「（1）児童生徒の困難の状況」については、担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーターまたは教頭（副校長）による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や、医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。

・調査結果に示す児童生徒数の割合は、標本児童生徒の集計結果を基に、母集団における児童生徒数の割合を推計した結果である。そのため、「（1）児童生徒の困難の状況」の推定値については±0. 1～1. 1ポイント程度、「（2）児童生徒の受けている支援の状況」の推定値については±0. 3～5. 6ポイント程度の誤差があり得ることに留意する必要がある。

・本調査の結果においては、推定値を示しているが、推定値の95％信頼区間※の数値や児童生徒全体の分布の状況に留意する必要がある。

※95％信頼区間…抽出調査であるため、悉皆調査の場合、集計結果が95％の確率で含まれる範囲。